

### 菒集

### 市職員募集

### ①(令和2年10月1日付採用)

□**試験区分** 一般事務 I 類(社会福祉 士)

□**試験案内** 職員課(田無庁舎5階)・ 市田で配布

**申**7月8日似午後2時まで

②(令和3年4月1日付採用)

□試験区分 一般事務 Ⅰ 類

□試験案内 7月1日例から職員課 (田無庁舎5階)・市田で配布

■7月1日冰午前11時~31日逾午後 2時

※①・②の詳細は市Ⅲ・試験案内で 必ず確認してください。

▶職員課Ⅲ **1** 042-460-9813

### 事務補助員(令和2年7月30日 付採用会計年度任用職員)

## □人数 1人

□試験日・方法

7月18日生)・面接試験(個別)

□受付期間 7月13日(月)まで

□募集要項 障害福祉課(田無庁舎1 階、防災・保谷保健福祉総合センター 1階)、市田で配布

※詳細は募集要項をご覧ください。

▶障害福祉課Ⅲ

**a** 042-420-2806

### 市の指定収集袋(ごみ袋)に 掲載する広告

家庭ごみの排出に使用する指定収集 袋(ごみ袋)に掲載する広告を企業や事 業者の方から募集します。

この広告掲載事業は、市の財源確保 と地域の産業振興を目的としています。

### 募集内容

掲載対象	可燃・不燃ごみ兼用袋
掲載位置	指定収集袋の表面下部に1色 で印刷
掲載枠・ 掲載料	1枚につき2枠の広告を掲載 中袋(20ℓ): 縦130mm×横120mm…7万円 大袋(40ℓ): 縦180mm×170mm…10万円
掲載枚数	各袋とも50万枚(販売が完了 した時点で掲載終了)
掲載	12月(予定)

申7月1日⋈~16日休に、広告掲載 申込書・会社概要など業種が分かる書 類・広告案を下記へ持参 ※詳細は、市冊をご覧いただくか、 下記までお問い合わせください。

▶ごみ減量推進課

□広告掲載

(ごみ袋)

イメージ 広告 広告 指定収集袋

**a** 042-438-4043

### 西東京いこいの森公園および 周辺の市立公園の指定管理者

**対**西東京いこいの森公園および周辺 の市立公園

□期間 令和3年4月1日~令和8年 3月31日(5年間)

### □事業者向け説明会

時7月29日似午後2時

場エコプラザ两東京

■ 7月29日俶正午までに、メールで 説明会参加申込書に必要事項を下記へ ※応募予定の事業者は出席必須

□募集要項 7月1日別から市間で 配布

※詳細は市田をご覧ください。

▶みどり公園課 **a** 042-438-4045

⊠kouen@city.nishitokyo.lg.jp

### 夏休み期間限定の学童クラブ入会

学童クラブは、就労・病気などで昼 間家庭にいない保護者の方に代わり、 生活指導などを行います。今回は通年 の募集とは別に夏休み中だけの期間限 定募集です。

※新型コロナウイルス感染防止のため、 今年度は受け入れ人数を縮小して実施 します。

※保護者が就労されておらず、求職活 動中の場合は申請不可

□入会期間 8月1日(土)~22日(土) 対小学校1~4年生(障害児は6年生まで)

□申請用紙 児童青少年課(田無第二 庁舎2階)・各児童館で配布

■7月17日 金までの平日 (午前8時 30分~午後5時)に、必要書類を児童 青少年課(田無第二庁舎2階)へ持参

※防災・保谷保健福祉総合センター、 児童館、学童クラブでは申請の受付は

※施設の利用状況および申請状況によ り、希望する学童クラブに近接する学 童クラブになる場合や入会できない場 合があります。

※現在入会申請され待機中の方も、別 に入会申請手続きが必要です。

※詳細は市冊をご覧ください。

▶児童青少年課Ⅲ

**a** 042-460-9843

# その他

### 寄附

市政へのご協力をいただき、誠にあ りがとうございました。

- ☆西東京市民まつり実行委員会 様(雨 衣・ごみ袋)
- ♣⁄旬瀬川工業所代表取締役 加藤幸恵 様(ミストシャワー)
- ★鎌田忠詞 様(ミストシャワー)
- ♣小川 洋 様(金員)
- ▶秘書広報課Ⅲ ☎ 042-460-9803

## 社会を明るくする運動~7月は強調月間です~

新型コロナウイルス感染症の影響により、各種保険料のお支払いにお困り

の方への納付猶予の制度などがあります。詳細は10面をご覧ください。

法務省が主唱し、全ての国民が犯 罪の防止と罪を犯した人や非行に 陥った少年たちの更生について理解 を深め、犯罪や非行のない明るい社 会を築こうとする全国的な運動で、 今年で70回目を迎えます。

今般の社会情勢を鑑み、例年7月 に実施している「あいさつ運動」は中 止しますが、安心安全なまちづくり

に取り組む本運動へのご理解とご協 力を引き続きお願いします。

▶地域共生課 ■ 042-420-2807



更正ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん

## 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険 保険料の納付を忘れずに

### 国民健康保険料

国民健康保険料納入通知書を、7月 中旬に世帯主の方へ送付します。

国民健康保険料は、皆さんが安心して 医療にかかるための貴重な財源です。期 限内に必ず納付するようご協力ください。

□納付書や口座振替での納付(普通徴 **収)の方** 7月から翌年2月までの8 回に分けて納付していただきます。納

期限を過ぎると延滞金が加算され、滞 納処分を受ける場合があります。

### □年金からの納付(特別徴収)の方

対次の全てに該当する方 ●世帯主 が国保の加入者●国保の加入者全員 が65歳以上75歳未満 ●世帯主が受 給する年金の年額が18万円以上で、 国民健康保険料と介護保険料の合算額 が年金額の2分の1を超えない

※該当しない方は、今までどおり納付

書や口座振替での納付になります(普 通徴収)。

※今年度中に世帯主の方が75歳到達 により後期高齢者医療制度へ移行する 場合は、普通徴収での納付になります。

### □特別徴収から□座振替への変更

特別徴収該当の方も口座振替による納 付を選択できます。詳細は、送付する 納入通知書に同封のお知らせをご覧く ださい。

### ・・非自発的失業者の方は保険料の軽減 手続きを

対次の条件全てに該当する方 ●離 職日時点で65歳未満の方 ●ハロー ワーク発行の「雇用保険受給資格者証」 の離職理由が次の番号の方

11.12.21.22.23.31.32.33.34 ※詳細はお問い合わせください。

▶保険年金課 国保加入係 ⊞

**a** 042-460-9822

### いただきます。納付書裏面に記載の金 化により、第1段階から第3段階まで 介護保険料 融機関およびコンビニエンスストアで の方の保険料をさらに引き下げます。

65歳以上の方(第1号被保険者)の令 和2年度介護保険料納入通知書を7月 中旬に発送します。介護保険は、高齢 者の暮らしを社会全体で支える仕組み です。介護が必要になったときに、安または口座から引き落とします。 心して介護サービスを利用するために、 □**納付書での納付(普通徴収)の方** 

### □年金からの納付(特別徴収)の方や□ 座振替での納付の方

明るい黄緑色(もえぎ色)の封筒でお送 りします。決定した保険料額を、年金

今年度は、国の保険料軽減措置の強 翌年2月までの8回に分けて納付して 10・12・翌年2月に年金から引き落

の納付およびペイジーによる納付が可 能です。※□座振替依頼書を同封して います。

### □10月から特別徴収が始まる方

青色の封筒でお送りします。年間保険 料額の2分の1相当額を納付書で納付 切に保管しておいてください。 介護保険料の納付にご協力ください。 青色の封筒でお送りします。7月から し(7・8・9月の3期)、残りを ▶高齢者支援課職

とします。※□座振替依頼書は同封し ていません。

### **❖シルバーパスの所得確認書類に**

この納入通知書は、満70歳以上の 方のシルバーパス購入の際、所得確認 書類として活用できる場合があります。 再発行できませんので、必要な方は大

**a** 042 – 420 – 2814

# 決定した保険料額から仮徴収額(4・6・2月までの8回に分けた納付書を同封せて納付してください。

を7月中旬に送付します(平成31年1 □**10月から特別徴収が始まる方** 令和2年度は、均等割額が4万 4,100円、所得割率が8.72%、保険 10・12・翌年2月に年金から引き落 料の賦課限度額が64万円となります。

からの納付)の方

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料額決定通知書 年2月に年金から引き落とします。

納付し(7・8・9月の3期)、残りを とします(詳細は、通知書の5ページ □**前年度から引き続き特別徴収(年金** をご覧ください)。

8月分)を差し引いた額を10・12・翌 しますので、各納期限までにお近くの ▶保険年金課 後期高齢者医療係 🔡 金融機関などで納付してください。

□ 2月1日以降に後期高齢者医療制度 間制度について… 月~令和元年12月の所得を基に算出)。 保険料額の2分の1相当額を納付書で **に加入した方および所得を更正した方** ●東京いきいきネット 平成31・令和元年度分または所得を ●東京都後期高齢者医療広域連合お問 更正した年度分の保険料として後期高 齢者医療保険料額決定通知書を送付し ます。納期限は、7月31日の1回の ※PHS·IP電話から **1**03-3222-4496 □特別徴収ではない方 7月から翌年 みですので、令和2年度の保険料と併 ※平日午前9時〜午後5時

**a** 042-460-9823

い合わせセンター

**a** 0570-086-519